Q_{26} ＝ 0.025 Q_{27} ＝ 0.024 Q_{28} ＝ 0.0241 Q_{29} ＝ 0.0241 Q_{30} ＝ 0.02364 $Q_{令元}$＝ 0.02337 $Q_{令2}$ ＝ 0.02377 $Q_{令3}$ ＝ 0.02443 $Q_{令4}$ ＝ 0.02565 $Q_{令5}$ ＝ 0.00700 $Q_{令6}$ ＝ 0.00975 $Q_{令7}$ ＝ 0.01475	Q_{26} ＝ 0.025 Q_{27} ＝ 0.024 Q_{28} ＝ 0.0241 Q_{29} ＝ 0.0241 Q_{30} ＝ 0.02364 $Q_{令元}$＝ 0.02337 $Q_{令2}$ ＝ 0.02377 $Q_{令3}$ ＝ 0.02443 $Q_{令4}$ ＝ 0.00550 $Q_{令5}$ ＝ 0.00700 $Q_{令6}$ ＝ 0.00975
R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 23 年度から令和７年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第 52 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
S_{23} ＝ 0.044	S_{22} ＝ 0.045 S_{23} ＝ 0.044
S_{24} ＝ 0.044 S_{25} ＝ 0.044	S_{24} ＝ 0.044 S_{25} ＝ 0.044